

た可能性が高い。この権利は「芝草刈取」の権利の外、共有山より生じる松茸を競売し、権利数に応じて分配収益をうけとる権利である。

「組合」の代表として「川面村総代」がおかれている。総代とは区長になる前の近世の百姓総代以来の名称である。この時期、すでに川面地区は町村制のもとで法人格をもつ区（旧財産区）となっており区長、副区長がおかれている。この「川面村総代」は区長と同一人物である。しかし「川面村総代」となっているのは興味深い。このように区長がおられたのちも、村総代という役職者名が使用されているのは、この財産が財産区有とはことなり、地区が所有する財産であったからだと判断される。

(C) の溜池・墳墓地については兵庫県の行った明治 9（1876）年の地租改正時の地券が存在している。この地券によればこの溜池・墳墓地は「武庫郡川面村」として地券交付されているものである。

では地区ではこの財産をどのようにその後とりあつかったのであろうか。(A) の区有の山林は、明治末期に売却されている。関心が持たれるのは(B) の共有山林の管理である。というのはこの山林をもとに昭和 6（1931）年になってから地区が共有地の管理組織として新しく川面土地会社を結成したからである。

この大正から昭和初期にかけての時期は、宝塚市域の他の旧村でも旧村の所有する共有地をもとに土地株式会社を設立しようとする動きが見られた時期である。地域社会学者の山本剛郎は市域の I 地区での土地株式会社の形成過程をおよそ次のように論じている。I 地区の村民の代表者名義で登記されていた山林を原資として大正 7（1918）年、土地株式会社を設立した。この会社は、それまで村民が共有地に有していた権利を買い取り、代わりに会社の株券を手渡すことになった。この土地株式会社は山本の詳細な研究が明らかにしているように、現在でも I 地区の共有地管理組織の中心なのである。[山本 1991, 1992]

川面地区の土地会社は地区の有力者を代表として発足し定款を定めている。当時を知る地元の住民によれば「山株（権利のこと：筆者）が株券に変わっただけ」のことであったという。すなわち土地会社とは実質的に「株」を有していた権利者集団の管理組織である。この川面地区の土地会社の設立は、この I 地区の動きと共通するものであったと推察される。

I 地区の土地株式会社について渡辺の分類にもとづいて「純粹入会」の法人化したものと山本は判断している。¹¹⁾ すなわち、このような土地会社設立への動きは、地区からみれば成員権に法人格を設定し、財産にたいする村民の主体性を強めようとするものであるといえよう。しかしこの株式会社の試みは川面地区では成功せず会社は消滅し山林も失われてしまったのである。

②「部落有財産運営委員会」の成立

地区に最終的に残った (C) の溜池や墳墓地についてみていく。この溜池は、現在の川面財産区とたいへん深くかかわっているので少し丁寧に見ておく必要があるだろう。川面地区の場合には、この溜池は戦後になって財産区の所有となる。その財産区有化の過程を見ていくことにしたい。

川面地区の財産区役員は、戦後、溜池が地区の手を離れてしまったことを「マッカーサーに財産をとられてしまった」ということがある。これは政令15号¹²⁾との関わりである。この指摘は大まかには事実であり、実際に全国的にも見られたことなのであるが、詳細にみれば少々異なっている。

宝塚市域では昭和34（1959）年頃から行政に対して各地区（旧村）から部落有財産の払い下げ、当時の行政の用語で言えば「無償譲渡」をめぐる請求が相次いで出されている。川面地区の場合、その理由は次のようなものであった。先にみたように川面地区には「武庫郡川面村」として地券交付された 5 つの溜池があり、その権利関係は明治

11) この「純粹入会」という法社会学上の概念については、注 7 の入会財産の分類を参照のこと。

12) その正式な名称は「昭和 20 年勅令第五四二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く町内会部落会又はその連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する件（昭和 22 年 5 月 3 日政令 15 号）」である。